

### 第31回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日時：平成19年11月22日(木)10:05～11:55  
場所：国民会館住友生命ビル 12階 大ホール
- 2 出席委員：池田会長、山口会長代理、小田委員、加藤委員、桑野委員、高橋委員、中原委員、西山委員、藤田委員、前迫委員、増田委員、又野委員、山田委員
- 3 議題：
  - (1) 堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果について
  - (2) コスモ石油(株)堺製油所高度化事業に係る環境影響評価準備書について
  - (3) その他
- 4 議事内容
  - (1) 堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の検討結果について  
検討結果(案)について説明  
質疑応答は特になし  
本日の検討結果の案を本日付けで本審査会の意見回答とすることとなった。
  - (2) コスモ石油(株)堺製油所高度化事業に係る環境影響評価準備書について  
意見照会  
事業者が準備書について説明  
質疑応答  
(委員)排水処理の新設ということが準備書に記載されてるんですけども、工事は第一期工事と第二期工事に分かれておりましたので、排水処理設備の新設は第一期工事で行われると理解して宜しいですか。  
(事業者)第一期工事で行います。  
  
(委員)私の記憶では、方法書では、重質油分解装置の原料は重油とアスファルトとなっていたと思うのですが、ここではアスファルトだけになっていますね。そのように変更されたということですか。それが施設規模の変更の内容なのでしょうが。  
(事業者)重質油分解装置群の原料につきましては、方法書の時と変更はございません。もともとアスファルトという選択でございます。  
  
(会長)他にいかがでしょうか。他に何かご質問ございませんでしょうか。  
(委員)77ページのところで、環境保全措置で、硫酸化合物と窒素化合物については濃度の保証値のようなものが書いてあるが、ばいじんは記載がありません。計算する時にどういう排出濃度にされたのか、あるいは記載されていない理由は何かあるのでしょうか？  
(事業者)40ページから43ページにばい煙の諸元を載せておまして、その中でばいじん濃度を、既設装置に関しましては $0.005\text{g/m}^3\text{N}$ という、これまでの測定の下限界値を用いております。新設装置に関しましては $0.001\text{g/m}^3\text{N}$ という数値を予測しております。分析できる下限以下ということですので、これ以上の低減は出来ないというふうに考えております。  
(委員)下げてくれと言っているのではなく、その数値についても書いておかれたらいかがですかという趣旨です。  
(事業者)そうですか。  
(委員)0.005と0.001を使って予測計算されたのですか。  
(事業者)はい、それで予測しております。

(委員) 確認したいのですが、工事中の建設機械や、供用後の施設の稼働による騒音振動については全く問題がないから予測評価の対象とはならないと考えてよろしいのでしょうか。

(事業者) はい。予測結果では全く問題ないという結果でございます。

(会長) よろしいでしょうか。他にご質問どうぞ。

(委員) 116 ページの陸域生態系の現況調査なんですけれども、多分、方法書では平成 16 年度版「堺の環境」というものを引用されてたと思いますが、ここではちょっと逆行しているような感じがするんですけれどもいかがでしょうか。もちろん新しい文献もちゃんと見ておられるというのは他のところを拝見すれば分かるんですけれども、方法書とここで全ての数字が食い違っている。現況ですね。文献上の数字が違っているのではないかなと思いました。

(事業者) 方法書で記載しました「堺の環境」なんですけれども、こちらの報告書を使って書かれたものです。見直しを行いまして、若干数字が違っているところがあると思うんですけれども、調査の内容自体は変わっておりません。

(委員) 陸生動物の中に例えば哺乳類 13 種、鳥類 260 種、両生類 15 種と、具体的な数字を挙げておられるのが方法書と数値が違うのではないのでしょうか。実際に調査されたことは変わりはないということは理解できます。ただ、全般的な概況の数がちょっと違いますので、評価が変化するという事はないと思いますけれども、数字が一致していた方が混乱が起きないと思います。

(事業者) 方法書に載せました結果なんですけれども、「堺の環境」とは「堺市自然環境基礎調査報告書」で調査された内容を記載しておりまして、ここでは「大阪府野生生物目録」という内容も含めて書いておりますので数字が変わっているということです。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) 他によろしいでしょうか。

(委員) 確認ですが、石油コークスは有償で売却されるということですか。

(事業者) はい。

(委員) どういうところに売却されているのですか。

(事業者) 主な業種では鉄鋼やセメント会社を想定してございますけれども、直接は例えば商社ですとか、そういうところに売るという計画をしております。

(委員) 有償で売却するのですね。

(事業者) はい。

(委員) 117 ページと 118 ページについてお尋ねします。陸生動物のところ、オオタカ等鳥類の確認をされているんですけれども、植生を拝見しますとウバメガシ群落でこれは植栽群落と書かれており、繁殖及び採餌として利用されているというふうな記載がございます。これは飛来ではなく、採食、採餌場もこのエリア内で確認されたということなんでしょうか。

(事業者) 繁殖そのものが確認されたという訳ではなくて、越冬時に狩場として利用されているという状況が確認されたということです。実際にハト等をハンティングしている状況が調査で確認されております。

(委員) オオタカについてですか。

(事業者) はい。そうです。

(委員) 比較的狭いというか、このエリアで確認されたということで間違いはないですね。

(事業者) はい、そうです。

(委員) 他のもので採餌等繁殖確認、エリア外近くでも繁殖に利用していることから問題ないというか、影響が小さいということも、大丈夫ということでしょうか。

(事業者) はい。

(委員) 分かりました。2点目ですけれども、118 ページのところ、シオクグについて移植適地を選定されるという記載があるんですけども、ここについては、当然、種の保存というよりも、むしろ生育地が失われることの意味の方が非常に大きくて、ダメージが大きいというふうに考えられるんですけども、移植適地を選定されるというのは、この近くで、今、シオクグが生育している近くで探しておられるという意味なのか、どういうところをイメージ、想定されているかを教えてください。

(事業者) 基本的に新設装置設置エリアの改変されてしまう場所以外の対象事業計画地内で移植適地を探すことを考えております。

(委員) では、計画地内ということで宜しいんですか。ごく近辺でというか、今の生育地以外のところですか。

(事業者) はい、そうです。

(委員) これは事前試験を十分されるということなので、分布域として、再生可能かどうかは分かりませんが、そういう新分布地というか、元々もったものが縮小されている形だと思うので、そういう分布地を再生ということで、模索してられるという意味でよろしいですか。

(事業者) そうです。はい。

(会長) それでは、他に何か。

(委員) 記憶では、排水口は4箇所あったと思うのですが、それでいいですか。

(事業者) はい、4箇所です。

(委員) この4箇所のうち主たるものが No. 1 で、これが処理をして流す排水口ですか。

(事業者) 準備書に載せております No.1 排水口が、製油所のほとんどの排出水の排水口でございます。ここに高度化事業で新しく出てくる排水を既存と合流して排水いたします。

(委員) こういう場合、No.1,2,3,4 と排水口があっても、法的には第1番だけの報告でいいのですか。それとも全部いるんですか。

(事業者) 準備書の49ページに表2-4-6(1)排水諸元というのがございまして、この中でNo.1, No.2, No.3 が今、基準を設けております。No.4 が雨水ですので排水基準といったものはございません。これが第一期工事後になりますと、生活排水が現在、No.2 から出ていますが、これは雨水専用いたしますので、規制を受けるのは、No.1 と No.3 というふうになります。

(委員) 一点確認したかったのは、水質は結構少ないんですけども、最近、企業等で時々、基準値を上回った場合に、データの改ざんという問題が起こっている。多分、排水口が多ければ多いほど、結局守らなければならない基準、サンプルが増えてくる訳だから、あまり排水口が増えるというのは良くないのではないかと感じています。それと、もう一点、別に揚げ足をとってる訳ではないですが、工事中、土壌汚染が確認されると、措置をとるというのはどういうふうの確認をするのですか。油だから目で見て確認するのですか。

(事業者) 何らかの形で、工事用の化学薬品とか、また取り扱っているものを土壌にこぼした場合、そういう時に、初めて汚染が生じるということで、土壌汚染を確認した場合は、というような記載にしております。現在、高度化事業を行うところはこれまで事業を行っていませんので、建設をして以来、埋立をしたそのままの土地ですので、そういう汚染はないという認識です。

(委員) 表現があまり良く分からなかったの。ありがとう。

(委員) 136 ページの最新技術による省エネ技術等の表5-11.2ですが、採用はしないということだと思っておりますけれども、「高差圧箇所からの動力回収」には削減効果のところに入っているんですけども、その他は入っていませんね。これはどういう意味に解釈すればいいか。

(事業者)「往復動コンプレッサーへの無段階容量調整の導入」でありますとか「RRXバーナーの設置」につきましては、技術的に最初から導入しなかったという経緯がございましたので、具体的な削減効果まで評価しなかったという意味でございます。

(委員)そういう意味で考察、評価したけれども採用しなかったということですか。

(事業者)はい、そういう意味です。

(委員)ちょっと説明不足かなという気がします。

(事業者)失礼しました。

(委員)景観の関係で少しお伺いしたいのですが、評価の方では堺市の景観条例に基づいて煙突等の適正な配色を行うということが書かれており、結構ですけれども、本編 6-9-7 ページの写真、みなと堺グリーンひろばから見た資料に煙突が見えております。色は施設設計画上、これから決められるのではないかと思います、とりあえず、ここに入れているこの色、こういう形でいこうと考えていると理解してよろしいでしょうか。それと、コンピュータグラフィックの敷地全体図と若干違う色が出ているんですけれども、何か決まっているのかということと、6-9-7 ページは非常にうまく処理されてて目立たないようになっており、それはいいと思いますけれどもその辺のところはいかがでしょうか。

(事業者)煙突等の色彩につきましては、準備書を出す前に堺市さんの都市計画課さんと協議させていただきまして、お隣に関電さんの新しい発電設備が出来るんですけれども、そちらの煙突がブルー系の色をつけるということで、我々もまだ決まっていらないんですが、煙突等をブルー系の色にしようと計画しております。そういうような観点で、本編の 6-9-7 ページの写真につきましては、薄い水色を入れさせていただいてます。以上でございます。

(委員)準備書とは全く関係ないんですけれども、堺製油所の環境保全体制はどうなっているのでしょうか。完成後の責任者はたぶん製油所の所長だと思うんですけれども、大気及び水質、これらは法律に基づいて当然、データを提出するなんていうことになりましてけれども、例えば万が一何かが起こった時にどういう体制でどのような措置をとるのか、あるいはどういう命令系統で対応するのか。その辺のところ、少し私の勉強のために聞かせていただければ有り難いです。

(事業者)体制としましては各課毎に所管がございまして、大気、水質、各々、その課長がその管理責任者になります。製油所の環境管理体制としては、法律に基づいた主任管理者がおります。それと大気、水質の管理者がおりますので、その人間が製油所全体で大気、水質、廃棄物の管理がちゃんと出来ているか確認することになっております。それと、当社は ISO を取ってますので、環境に関する管理委員会というのを設けており、その中で、製油所で起きている環境に関する問題点、それとその課題がどのように解決されたか、毎月、所長以下役職者が集まって共有化しています。環境に関する年間の目標をたてまして、そのレビューを年に 1 度行っております。それをもう一度 PDCA で回すということで、色んな環境の変化がございますので、そういうものを加味して、次年度の目標として作っていきます。それを正しくできているかということを最終的に事業所長が確認して、そのレビューを行っている。そういう体制で行っています。

(委員)例えば、非常に深刻な基準オーバーが出た時に、例えば燃焼する燃料を変えとか、或いは製造工程を最終的にはストップするとかいうことも含めて、そういう責任体制が出てくると思うんですけれども、その辺のところは、例えば、課長が判断すれば、製造をストップすると、或いは何らかの形で原材料を変えなさいということは、そういうルールの中に入っているんですか。

(事業者)はい、仮に、大防法上の基準を守れないとか、そういう場合の措置基準を

決めております。ただし、法律は超えないけれども超える恐れがあるという時には、生産をつかさどるところ、技術部の製造の責任者と協議して、これが維持できるのか、もう製造を止めなくちゃいけないのか、そういうことを決めるシステムを作っております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。他に。

(委員) 準備書の中に水域の等深線というんですかね、水深の条件がどこにも書かれていないようですが、どこかに書かれているのでしょうか。というのは、予測計算のところ、3層モデルを使っておられるんですが、確か大阪府では4層モデルで計算するように指導しているんじゃないかと思えますけれども、そこらへんはいかがでしょうか。

(事業者) 製油所の前面にあります西泊池の水深は10mくらいとなっています。3層に分けた理由は関電さんのアセスの際に、独自に堺市さんの方で取水の量が減少することに対する影響を見られておまして、そちらの水質モデルと合わせた形で予測を行っておりますので、こうなりました。

(大阪府) 先ほど、大阪府では4層モデルを用いるよう指導をしているのではないかという御指摘でございますけれども、確か関空の時だったかと思うのですが、水深がかなりあるということで、4層モデルでシミュレーションしていただいたということでございます。しかしながら、事業によって色々な状況が変わりますので、全ての事業で4層モデルでしていただくというような指導基準を設けているというものではございません。

(3) その他  
特になし

#### 補足説明：水質汚濁防止法に基づく排出水の汚染状態等の把握について

水質汚濁防止法では排出水の汚染状態等の把握等について次のような定めがあります。

(1) 水質汚濁防止法第14条第1項(排出水の汚染状態の測定等)

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

すべての排水口について適用される(雨水排水口も含む)

(2) 水質汚濁防止法第14条第2項(排出水の汚濁負荷量の測定等)

総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

特定排水が排出される排水口について適用される。(雨水排水口は含まない)

また、(1)(2)のいずれの測定結果についても、行政への提出は義務付けられていませんが、(2)の汚濁負荷量の測定結果については、任意で行政への提出を求めています。